

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）  
に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

1 市民意見の提出状況

- (1) 案 件 名 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）
- (2) 意見募集期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 5 月 1 日
- (3) 意見提出件数 1 通 2 件

2 市民意見の結果公表にあたって

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）への市民意見を募集しましたところ、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

3 意見の概要と考え方

市民意見の概要	件数	市の考え	条例への反映
<p>1. 厚生労働省令と異なる基準（記録の保存期間を 5 年に変更、暴力団等の排除の追加）の設定について</p> <p>記録の保存期間を 5 年に変更は公法の債権消滅時効期間と、暴力団等の排除の追加は市の暴力団排除条例との整合性をそれぞれ図ったことによることなので、至極妥当な対応だと考えます。</p> <p>他の規定について市独自の基準を設定するかどうかは、他の中核市の動向を見てから検討していけばよいと思います。</p>	1 件	御意見を参考に、今後も他の中核市の動向を見ながら検討をまいります。	—
<p>2. その他</p> <p>「介護医療院」に関する省令は、今年の 1 月に公布されたことですが、メディアにあま</p>	1 件	御意見を参考に、介護医療院の周知に努め、市民の皆様からの御理解を得てまいります。	—

り取り上げられなかったこと もあって、一般に知られていな いのが実情だと思います。当施 設のサービス内容、費用、既存 施設（特養、老健施設等）との 違い等について、広報ひめじ等 で分かりやすく説明していた だけたら幸甚です。			
合 計	2件	—	—

#### 4 問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
 姫路市 健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課  
 電話 079-221-2923 / ファクス 079-221-2925  
 電子メール kaigoho@city.himeji.lg.jp